

# 神戸学院法学

第17巻 第4号

論 説

行政機関による「規則」の制定

——「実質的影響」(substantial impact)の基準論——

荏原明則(一)

戦後のわが国における近代刑法史研究(十)

内田博文(三)

判例研究

月掛総合保険契約の保険料支払債務につきこれを

取立債務とする旨の黙示の約定をしたと認められた事例

岡田豊基(三五)

資 料

F・C・オールド

カナダのコモン・ロー諸州における夫婦財産法

村井衡平(二四)

会 報

1987年8月

神戸学院大学法学会